



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 技能実習生のスマートフォンの使用状況とその特徴                                                           |
| Author(s)        | 白崎, 弘泰                                                                            |
| Citation         | 国際広報メディア・観光学ジャーナル, 31, 39-59                                                      |
| Issue Date       | 2020-12-17                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/80355">https://hdl.handle.net/2115/80355</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 05_Shirasaki.pdf                                                                  |



## 技能実習生のスマートフォンの 使用状況とその特徴

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院 博士課程

白崎 弘泰

白崎  
弘泰  
SHIRASAKI Hiroyasu

### abstract

The trend and characteristics of usage of smartphone in technical intern who works in japan.

SHIRASAKI Hiroyasu

The number of foreign workers in japan is increasing. Among all, there is such a remarkable increase in technical intern that the Japanese economic activity could not be sustained as what it is today without them.

Now smartphone is an essential tools for their life in Japan, not only to communicate, but also together, exchange, and spread information in a daily life. Nevertheless, now there is a problem where their employers prohibit them from owning or using their smartphone.

This paper reveals details about the ownership and usage of smartphone of technical intern, and we claims that smartphone works to relieve their anxiety , and accuse fraud of the owners.

## はじめに

2019年4月1日、新たな在留資格・「特定技能」<sup>1</sup>が制定された。その審議過程において本稿で取り上げる技能実習制度<sup>2</sup>（以下、実習制度）とそれを背景に来日する技能実習生（以下、実習生）が改めて注目されることになった。その理由は、「特定技能」が実習経験者に有利な制度設計<sup>3</sup>になっていること、その結果多くの実習生が「特定技能」へ移行すれば、現在実習制度下で発生している賃金の不払い、人権侵害、失踪等の問題が「特定技能」でも発生するのではないかという懸念があったためである。

表1 日本国内及び北海道の外国人労働者数・技能実習生数の推移

| 対象／年度     | 地域  | 2011    | 2012    | 2013    | 2014    | 2015    | 2016      | 2017      |
|-----------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 外国人労働者（人） | 国内  | 686,246 | 682,450 | 717,504 | 787,627 | 907,896 | 1,083,769 | 1,278,670 |
|           | 北海道 | 9,403   | 9,250   | 9,894   | 11,199  | 12,372  | 15,081    | 17,756    |
| 技能実習生（人）  | 国内  | 130,116 | 134,228 | 136,608 | 145,426 | 168,296 | 211,108   | 257,788   |
|           | 北海道 | 4,482   | 4,452   | 4,483   | 4,976   | 5,583   | 6,749     | 8,553     |

厚生労働省・「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、厚生労働省北海道労働局・「外国人雇用状況の届出状況を公表します」をもとに筆者が作成。

〔表1〕は、実習制度が施行された翌年の2011年以降の日本国内及び北海道の外国人労働者・実習生数の推移である。2017年、日本国内にいる外国人労働者は約128万人、在留資格別では実習生が約26万人となっており、外国人労働者・実習生数ともに2011年の2倍に迫る勢いで増加しており、その状況は北海道においても同様である。上述した「特定技能」での受入数が伸び悩んでいる状況（『朝日新聞』・2019年12月17日）とは対照的である。今後日本の生産者人口が減少の一途をたどり、1995年の「生産年齢人口を維持するためには2000年から2050年までの50年間に毎年64.7万人の補充移民が必要」（鈴木〔2014：70〕）という報告もあり、将来的に日本の産業界は実習生をはじめとする外国人労働者を受け入れて行かなければ立ち行かなくなる状況も考えられる。

このように日本には多くの実習生が来日しているが、筆者が研究対象とする中国人実習生の基本的属性と日本での生活実態に関する先行研究には、浅野（1999）や上林（2012）・上林（2015）がある。特に浅野（1999）に関しては、筆者が実施しているアンケート調査の設問の参考にもしている。また、北海道の農業分野の実習生の生活と労働実態に関する先行研究には、実習生とその関係者（農家・JA等）への聞き取り調査をもとに実習生の受入実態や実習制度とその前身である研修制度の限界や問題点、そして今後の課題を明らかにした一連の北倉論文（北倉他（2006）・北倉他（2009）・北倉他（2011）・北倉（2014））や北倉の調査に同行した孔麗の孔麗（2005）・孔麗（2010）がある。また、農協における実習生の受入実態やその変化から実習制度の現状を明らかにした宮入（2015）・宮入（2017）があるが多くは見られない。

▶1 「特定技能1号」と「特定技能2号」の2つに区分される。「特定技能1号」とは、「特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」であり、特定産業分野とは、介護、ビルクリーニング、建設、造船・船用工業等の14分野。そのポイントは、在留期間が1年で通算5年が上限で、家族の帯同は基本的に認めない。「特定技能2号」とは、「特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」であり、現在は、建設、造船・船用工業の2分野のみで受け入れが可能である。そのポイントは、在留期間は3年だが更新が可能で、事実上永住が可能となり、要件を満たせば配偶者・子どもの帯同も可能である（法務省入国管理局（2019））。

▶2 2009年7月、入管法を一部改正し、在留資格に「技能実習」を追加、翌2010年7月、外国人技能実習制度が施行された。その理念と趣旨に関しては、それまでの外国人研修・技能実習制度を引き継ぐものである（公益財団法人 国際研修協力機構（2016））。

▶3 技能実習2号—実習を3年経験—を修了した者は技能試験・日本語試験が免除される（法務省入国管理局（2019））。

- ▶4 送出機関、仲介業者、監理団体、実習実施機関（本稿では実習生を受け入れている農家）を指す。
- ▶\* 調査内容の性質上、調査対象地域はA市と表記する。

その理由は、実習生や実習生の受入機関<sup>4</sup>（以下、受入側）への接触が難しく、接触しても受入側が実習生や実習制度に関する調査に対して神経質になっており、協力的でないからである。しかし、筆者は実習生や関係者の協力もあり、A市\*において継続的にフィールドワークやアンケート調査・インタビュー調査を実施することが出来ている。筆者はそれらを通じて、実習生の服装や髪型、アクセサリーの装着等の変化を見てきたが、その中でも最も大きな変化がスマートフォン（以下、スマホ）の所有であった。現在スマホは実習生にとって本国の人たちへ連絡するためのアイテムとしてだけでなく、生活を営む上で必要な情報収集や情報発信をするための重要なアイテムとなっている。しかしその一方で、受入側が実習生のスマホをはじめとする通信機器の所有や使用を制限・禁止するという不正行為が後を絶たない。

そこで、これまでの先行研究には一地域の実習生に対して継続的にアンケート調査等を実施しまとめたもの、あるいは実習生のスマホの所有と使用状況について論じたものは見られないことから、本稿ではA市の実習生に対して継続的にアンケート調査を実施した結果をもとに、A市の実習生の基本的属性を説明した上で、実習生のスマホの所有とその使用状況から実習生がスマホを使用して本国の人たちとやり取りすることが不安の軽減や解消に役立ち、「心の癒し」となっていること、またスマホが受入側の不正を告発するためのアイテムとなっていること、そして実習制度下で発生している受入側の不正行為が日本の労働市場の構造問題に起因していることを明らかにする。

## 1 調査の概要

ここでは、調査地の概要、調査方法、調査対象である実習生の基本的属性を説明した上で、A市の実習生の出身地の変化と年齢の上昇について考察する。

### 1.1. 調査地の概要

A市は、北海道中央部に位置する空知振興局内にあり、かつては日本有数の産炭地として隆盛を極めたが、1960年代から次第に炭鉱業は衰退し始め、1990年には市内にあったすべての炭鉱が閉山した（JA・A市 [2019：1]）。その後まちは、主要産業を炭鉱業から観光業へと転換を図ったが、軌道には乗らず、かえってまちの財政を悪化させる結果となり、2006年、まちは財政の自主再建を断念し、いわゆる財政破綻をした。そして現在、まちを支える産業の一つが1960年から開始されたメロンの生産であり、国内生産されるメロンの中で一大ブランドを確立している。その売り上げは、JA・A市の年間売り上げの90%強（同 [2019：7]）を占めている。

## 1.2. 調査方法

本稿は、2015年から2019年にA市の実習生を対象に実施したアンケート調査の結果と実習生の受入農家やその家族、そしてJA職員との話の中で得た情報をもとに記述する。

アンケート調査は対面形式で一斉に行い、実習生からの質問には、通訳を通じて対応した。尚、2015年に実施したアンケート調査は「2015年調査」と表記し、他の年度も同様に表記する。

アンケート調査の概要は、〔表2〕の通りである。

■表2 アンケート調査の概要

| 年度等     | 実施日         | 場所       | 人数 | 年度等     | 実施日         | 場所       | 人数 |
|---------|-------------|----------|----|---------|-------------|----------|----|
| 2015    | 2015年10月22日 | 農村研修センター | 60 | 2018    | 2018年10月31日 | 滝上地区生活館  | 50 |
| 2016(春) | 2016年 2月24日 | 同上       | 58 | 2019(春) | 2019年 2月28日 | JA・A市研修室 | 64 |
| 同(秋)    | 2016年10月18日 | 同上       | 58 | 同(秋)    | 2019年10月17日 | 同上       | 60 |
| 2017(夏) | 2017年 7月27日 | JA・A市研修室 | 62 |         |             |          |    |
| 同(秋)    | 2017年10月18日 | 同上       | 60 |         |             |          |    |

注) 場所はすべてA州市内の施設。2016年・2017年・2019年は2回に分けて実施した。

## 1.3. 調査対象（実習生）

〔表3〕はA市の実習生の基本的属性を示したものである。A市の実習生はすべて女性である。受入当初から2015年までは「JA・A市外国人実習生適正運営協議会」<sup>5</sup>（以下、「協議会」）が契約していた仲介業者の研修所が遼寧省阜新にあったため、遼寧省出身の実習生が多かった。その後も中国北部・吉林省や河北省からの来日が多かったが、2018年には中国南部・雲南省から多くの実習生が来日した。

▶5 2008年10月30日に設立。A市のメロン生産組合会員の実習生受入事業を担当している。2010年、「外国人研修生適正運営協議会」から現在の名称に変更した。

■表3 実習生の出身地・年齢・学歴（小数第一位以下、切り捨て）

| 年度   | 回答数 | 主な出身地       | 年齢   |       | 学歴  |     |     |
|------|-----|-------------|------|-------|-----|-----|-----|
|      |     |             | 平均   | 最高/最少 | ～中卒 | ～高卒 | 高校～ |
| 2015 | 60  | 遼寧省・吉林省・河南省 | 30.5 | 40/23 | 53  | 3   | 4   |
| 2016 | 58  | 河北省・吉林省     | 37.0 | 49/24 | 43  | 6   | 0   |
| 2017 | 62  | 河北省         | 33.5 | 44/22 | 39  | 10  | 0   |
| 2018 | 50  | 河北省・雲南省     | 36.6 | 47/22 | 31  | 14  | 0   |
| 2019 | 64  | 山東省         | 35.0 | 44/21 | 21  | 42  | 0   |

近年の特徴としては、平均年齢が30歳を超え、35歳前後で推移している。

また、学歴に関しては、圧倒的に中学卒業が多いが、中学を中退している者<sup>6</sup>もいる。しかし、2015年からは高校卒業までが増加傾向にあり、2019年には実習生全体の2/3を占めた。

▶6 2015年・3名、2016年・13名、2017年・10名、2018年・0名、2019年・3名。

## 2 実習生のスマホの所有と使用の状況

冒頭で述べたように、現在実習生をはじめ日本に滞在する外国人にとってスマホは生活する上で重要なアイテムとなっている。

ここでは、A市の実習生のスマホの所有状況、使用時間帯、連絡する相手、通話内容を明らかにした上で、実習生にとってスマホがどのようなアイテムなのかについて考察する。

### 2.1. 実習生のスマホの所有状況とその割合

〔表4〕は実習生のスマホの所有状況とその割合を示したものである。2015年からスマホに関する調査を開始したが、現在A市のほとんどの実習生がスマホを所有している。2017年と2019年はすべての実習生がスマホを所有していた。

■表4 スマホの所有状況とその割合

| 年度   | 回答数 | 所有の有無等 |    |         | 年度   | 回答数 | 所有の有無等 |    |         |
|------|-----|--------|----|---------|------|-----|--------|----|---------|
|      |     | ある     | ない | 所有率 (%) |      |     | ある     | ない | 所有率 (%) |
| 2015 | 60  | 59     | 1  | 98.3    | 2018 | 50  | 48     | 2  | 96.0    |
| 2016 | 58  | 48     | 10 | 82.7    | 2019 | 64  | 64     | 0  | 100     |
| 2017 | 62  | 62     | 0  | 100     |      |     |        |    |         |

### 2.2. スマホの携帯状況と使用時間帯

■表5 スマホの携帯状況（回答数・44）

|             |            |
|-------------|------------|
| いつも持っている・30 | いつもではない・14 |
|-------------|------------|

■表6 スマホの使用時間帯（回答数・31、複数回答）

|      |        |         |                         |
|------|--------|---------|-------------------------|
| 夜・10 | 仕事の後・9 | 時間限定*・5 | 決まっていない/一日中/昼間/午後/休息・各1 |
|------|--------|---------|-------------------------|

\*時間限定の内訳（20～22時・2、17時以降/12時と21時/7時・各1）

上の表は、2018年に実施したスマホの携帯状況〔表5〕とスマホの使用時間帯〔表6〕に関する調査結果を示したものである。

実習生の7割近くが、常時スマホを携帯している。また、データは少ないが、使用する時間帯に関しては「夜」と仕事終了する17時以降の時間帯が多くなっているが、「一日中」という回答はスマホの携帯状況と密接に関わっているものと考えられる。

## 2.3. 実習生の連絡相手

■表7 もっとも多く連絡する相手（複数回答）

| 年度   | 回答数 | 家族 | 夫  | 子供 | 両親 | 親戚 | 友人 |
|------|-----|----|----|----|----|----|----|
| 2015 | 54  | 22 | 8  | 1  | 18 | 2  | 13 |
| 2016 | 45  | 11 | 28 | 11 | 19 | 0  | 0  |
| 2018 | 47  | 6  | 19 | 5  | 18 | 0  | 5  |
| 2019 | 61  | 46 | 5  | 3  | 7  | 3  | 5  |

注）両親の項目には「父」と「母」、子どもの項目には「息子」と「娘」と回答されたものを含む。また、2017年は本国の家族に限定して質問したため、本データからは除いた。

〔表7〕は実習生がスマホを使用してもっとも多く連絡する相手を示したものである。すべてが本国の人たちである。その中でも家族や両親が圧倒的に多くなっている。

## 2.4. 通話の内容

■表8 本国の家族との通話内容（回答数・61、複数回答、（ ）内は回答数）

| 分類／内容     | 回答                                                                    |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------|
| 現状（21）    | 今どこですか（13）、何をしていますか（5）、仕事ですか（2）、今日は何をしていますか（1）                        |
| 食事（12）    | ご飯は食べましたか（10）、何を食べましたか（2）                                             |
| 仕事の終了（11） | 何時に家に帰りますか（4）、仕事は終わりましたか/仕事は何時に終わりますか/いつ仕事から帰りますか（各2）、仕事は疲れましたか（1）    |
| 家族（8）     | 子どもの勉強（4）、家族のこと/子どものこと（各2）                                            |
| 家族の健康（6）  | 親や家族の体調（4）、老人の健康（2）                                                   |
| 無事の報告（6）  | 無事の報告（4）、家族を安心させる（2）                                                  |
| 挨拶（6）     | 挨拶（5）、元気ですか（1）                                                        |
| 仕事の内容（3）  | 日本での仕事のこと（2）、仕事で感じたこと（1）                                              |
| 仕事の状況（2）  | 仕事は忙しいですか（2）                                                          |
| その他（9）    | ミスについて家族に連絡をする/いつ帰国するのか/送金のこと/日常生活のこと/関心事/おしゃべり/買い物アプリのこと/チャット/秘密（各1） |

■表9 本国の家族以外の人たちとの通話内容（回答数・54、複数回答）

| 分類／内容    | 回答                                                             |
|----------|----------------------------------------------------------------|
| 挨拶（20）   | 挨拶（16）、元気ですか（4）                                                |
| 現状（10）   | 何をしていますか（6）、どこにいますか（4）                                         |
| 仕事の状況（9） | 仕事はどうですか（忙しいですか）（9）                                            |
| 仕事の終了（5） | 何時に帰りますか（3）、仕事が終わる時間（2）                                        |
| 健康（4）    | 体調（4）                                                          |
| 近況（2）    | 最近はどうですか（2）                                                    |
| 食事（2）    | ご飯は食べましたか（2）                                                   |
| その他（15）  | おしゃべり/自分のこと（各4）、チャット（2）、日常のこと/生活のこと/友だちのこと/ショッピングのこと/送金のこと（各1） |

本国の家族には、「現状」に該当する回答が圧倒的に多く、それに続いて「食

事」・「仕事の終了」に該当する回答が多く現れた。それらの中でも「現状」には「今どこですか」、「食事」には「ご飯は食べましたか」という回答が多く、子どもの勉強や家族の体調を心配する回答や自分の無事を報告する回答も比較的多く現れた。

本国の家族以外の人たちには、「挨拶」に該当する回答が圧倒的に多く、それに続いて「現状」や「仕事の状況」に該当する回答が多く現れた。これは本国の家族に対する結果とほぼ同様であるが、家族に対して現れた「家族」・「無事の報告」に該当する回答は現れなかった。

## 2.5. アプリケーションウェアの使用と通信方法

ここでは、実習生のアプリケーションウェア（以下、アプリ）の使用状況とアプリを使った通信方法を明らかにした上で、近年のチャットとビデオ電話の使用増加について考察する。

### 2.5.1. 宿舎の固定電話

実習生が生活している宿舎には、固定電話が一台設置されている。現在はその役割のほとんどをスマホに譲ったが、現在も一部の農家と実習生はこの固定電話を使って連絡をすることがある。実習生がこの電話を使用するには、専用のテレフォンカード（1,000円単位）が必要で、実習生はそれを巡回して来た仲介業者から購入して使用するため、仲介業者はカードの購入が多い時には、実習生に注意や指導することも可能であった。過去には来日直後本国の家族と離ればなれになった寂しさから電話の使用が多くなり、1ヶ月のテレフォンカードの購入が1万円を越える者もいた。また、実習生は宿舎に複数名で生活をしているため、電話を使う順番や一回の通話時間の上限など使用に関するルール作りが必要だったが、現在はスマホの普及によりこれらのルール作りは必要なくなっている。

### 2.5.2. アプリの使用状況

■表10 起動時に最初に見るアプリ（複数回答）

| 年度   | 回答 | 起動した時に最初に見るアプリ |      |       |      |       |       |      |
|------|----|----------------|------|-------|------|-------|-------|------|
| 2017 | 61 | WC・52          | QQ・3 | 通信・1  | 淘宝・1 |       |       |      |
| 2018 | 27 | WC・20          | 百度・2 | 多媒体・2 | QQ・1 | 不清楚・1 | 浏览器・1 | 移動・1 |
| 2019 | 49 | WC・47          | 抖音・2 | 淘宝・2  | 快手・2 | 支付宝・1 | 头条・1  |      |

■表11 よく使うアプリ・よく見るサイト（複数回答）

| 年度   | 回答 | よく使うアプリ・よく見るサイト |        |       |        |       |      |       |
|------|----|-----------------|--------|-------|--------|-------|------|-------|
| 2017 | 59 | WC・24           | QQ・14  | 腾讯・15 | 爱奇艺・13 | 游戏・11 | 百度・7 | 拼多多・4 |
| 2018 | 18 | 酷狗・5            | 百度・4   | WC・3  | 爱奇艺・3  |       |      |       |
| 2019 | 56 | 淘宝・27           | 支付宝・23 | WC・15 | 抖音・15  | 快手・12 | 腾讯・6 | 爱奇艺・6 |
|      |    | 优酷・5            | 百度・4   |       |        |       |      |       |

注）表中のWCはWeChatを指す。また、〔表11〕は回答が複数あったもののみを記述した。

〔表10〕は実習生が起動時に最初に見るアプリ、〔表11〕はよく使うアプリ・よく見るサイトを示したものである。起動時に最初に見るアプリは、WeChatが圧倒的に多く、他のアプリはごく少数である。そしてよく使うアプリ・よく見るサイトの上位にもWeChatがきている。その他のアプリの使用に関しては、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）サービスの騰迅とそのコミュニケーションツールであるQQ、検索エンジンの百度、動画配信サイトの愛奇艺、音楽の再生ができる酷狗等に加えて、2019年はネットショッピングサイトの拼多多とその支払いのための淘宝や支付宝の使用が多くなっているのが特徴的である。

### 2.5.3. 通話方法

〔表12〕は本国の人たちに対する通話方法、〔表13〕と〔表14〕は本国の人たちを家族と家族以外の人たちに分けて通話方法を示したものである。

■表12 通話方法（全体）（複数回答）

| 年度   | 回答 | chat | メール | 電話 | ビデオ | 年度   | 回答 | chat | メール | 電話 | ビデオ |
|------|----|------|-----|----|-----|------|----|------|-----|----|-----|
| 2015 | 49 | 4    | 11  | 41 | 12  | 2018 | 49 | 27   | 3   | 15 | 39  |
| 2016 | 38 | 2    | 11  | 30 | 13  | 2019 | 61 | 54   | 7   | 11 | 45  |
| 2017 | 62 | 57   | 30  | 42 | 45  |      |    |      |     |    |     |

注)「ビデオ」はビデオ電話、chatはチャットを指す。以下、表中では同様の表記をする。

■表13 本国の家族との通話方法（複数回答）

| 年度   | 回答 | chat | メール | 電話 | ビデオ | 年度   | 回答 | chat | メール | 電話 | ビデオ |
|------|----|------|-----|----|-----|------|----|------|-----|----|-----|
| 2017 | 61 | 43   | 5   | 47 | 33  | 2019 | 62 | 54   | 2   | 9  | 45  |
| 2018 | 39 | 16   | 3   | 12 | 33  |      |    |      |     |    |     |

■表14 本国の家族以外の人たちとの通話方法（複数回答）

| 年度   | 回答 | chat | メール | 電話 | ビデオ | 年度   | 回答 | chat | メール | 電話 | ビデオ |
|------|----|------|-----|----|-----|------|----|------|-----|----|-----|
| 2017 | 62 | 52   | 1   | 23 | 18  | 2019 | 61 | 58   | 1   | 7  | 35  |
| 2018 | 42 | 28   | 2   | 7  | 26  |      |    |      |     |    |     |

本国の人たち全体の通話方法に関して2015年・2016年は電話の使用が圧倒的に多いが、2018年から激減した。また、2017年からはチャットとビデオ電話の使用が急増し、この年のみメールも多く使用されている。

次に、本国の家族に関しては、2018年にチャットの使用が減少したが、それを除けば、チャットとビデオ電話の使用が圧倒的に多くなっている。また、2018年からは電話の使用が激減し、メールの使用は低調な状態が続いている。

最後に、本国の家族以外の人たちに関しては、チャットと電話の使用は本国の家族と同様の傾向を示し、ビデオ電話の使用は増加傾向にある。

### 3 受入側のスマホに関する不正行為の実態

#### 3.1. 受入側の不正行為

上述したように、スマホは通話・通信だけでなく、様々なアプリを利用することで実習生の日本での生活に便利さと豊かさをもたらし、実習生が生活する上で重要なアイテムとなっている。しかしその一方で、受入側が実習生のスマホをはじめとする通信機器の所有や使用を制限・禁止しているという実態がある。

ここでは、『入国管理局・広報資料』を参考に受入側の不正の実態を明らかにした上で、スマホがその不正に対してどのような役割を果たしているのか、また日本の労働市場の構造が実習生の地位や賃金に影響を及ぼしている状況について考察する。

■表15 受入側の違反件数

| 年度   | 違反件数 | 違反<br>機関数 | 違反内容とその割合（％） |          |         |
|------|------|-----------|--------------|----------|---------|
|      |      |           | 賃金の不払い       | 労働関係法令   | 人権侵害    |
| 2014 | 350  | 241       | 142 (40.6)   | 23 (6.6) | 6 (1.7) |
| 2015 | 370  | 273       | 138 (37.3)   | 35 (9.5) | 9 (2.4) |
| 2016 | 383  | 239       | 121 (31.6)   | 13 (3.4) | 6 (1.6) |
| 2017 | 299  | 213       | 139 (46.5)   | 24 (8.0) | 3 (1.0) |
| 2018 | 171  | 112       | 82 (48.0)    | 12 (7.0) | 0 (0.0) |

「不正行為について」『入国管理局・広報資料』（2014～2018）の「類型別「不正行為件数」をもとに筆者が作成。

〔表15〕は、受入側の違反件数である。ここには本稿に関連の深い「人権を著しく侵害する行為（表中では「人権侵害」と違反件数の多い「賃金の不払い等」と「労働関係法令」<sup>7</sup>を記述した。受入側の通信機器の所有や使用の制限・禁止に関する不正は、「人権を著しく侵害する行為」にあたる。そのすべてが通信機器に関する不正ではないが、2018年を除いて2013年から2017年の5年間は数値的には低いが違反が発生している。受入側は「人権を著しく侵害する行為」に違反した場合、最長で5年間受け入れが停止される<sup>8</sup>可能性もある。

実習生の通信機器の所有が禁止されている実態に関しては、安田（2010）が実習生を雇用する会社側と研修生との間で実際に交された誓約書の内容<sup>9</sup>を示し、その実態を明らかにしている。このような人権侵害が発生している実習制度に関しては、国内だけでなく国際的な公的機関からも批判を浴びている（竹信（2011）、丹羽（2011）、鈴木（2014））。具体的には、「自由権規約委員会の総括所見（2008年）をはじめ、女性差別撤廃条約委員会の総括所見（2009年）、国連人権理事会の人身売買に関する特別報告者（ジョイ・ヌゴジ・エゼロ氏）の報告書（2010年）」等で繰り返し問題点が指摘されており（旗手〔2014:106〕）、実習制度が掲げる開発途上国への「技能移転」・「国

- ▶7 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、国民健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等（公益財団法人 国際研修協力機構 JITCO [2016: 8]）。
- ▶8 協同組合グローブGLOBEニュース「受入停止・取り消し」参照。
- ▶9 無条件に会社の規則・制度に従う、いかなる無理な要求もしない、いかなる動機によってもストライキやめごとを起こさない、携帯電話・パソコンの所持を禁じる、誰とも同居・結婚・妊娠を引き起こす行為をしない（安田〔2010: 5〕）。

際貢献」という理念（JITCO [2016: 2]）以前に、人権尊重の精神が欠如した中で実施されている制度と言わざるを得ない。

### 3.2. A市の実習生のスマホの所有と使用に対する考え方とWi-Fiの設置

A市では、実習生の受け入れを開始した2009年からスマホをはじめとする通信機器の所有と使用に関するルールはなく、それらに関しては実習生が所属する農家に任されている。その一例として、a農家<sup>10</sup>の実習生（以下、a実習生）が春節に合わせて一時帰国した際にiPodを購入して日本へ戻ってきたことがあった。次年度筆者がa農家を訪問すると、その実習生がiPodで音楽を聴きながら作業をしていたため、a農家に作業中のiPodの使用について尋ねてみると、「仕事の邪魔にならなきゃ、いいんじゃない」という回答だった。筆者はこの実習生が帰国する前にa農家夫妻、そしてa農家のもう1名の実習生と一緒にカラオケに興じる機会があったが、その際もa実習生はiPodから好きな曲を探して歌っていた。

Wi-Fi設置は、2014年に発生したトラブルがきっかけである。トラブルの概要は、実習生が電波状況のよい場所を探しながら通話しているうちに民家の庭へ侵入してしまい、その家の住人からJAに通報があったということだった。JAからトラブル発生の連絡を受けた「協議会」は、近年実習生のスマホの所有が増えてきていることを考慮して、実習生のすべての宿舎にWi-Fiの設置を決めた。そして翌年5月にこの旨を実習生の受入農家へ文書で通知し、仲介業者の協力を得て各宿舎にWi-Fiを設置した<sup>11</sup>。

### 3.3. 不正行為の原因

ではなぜ、実習生の通信機器の所有や使用を制限・禁止する不正行為が発生するのか。受入側に疚しいことがなければ、そのようなことをする必要はない。しかし、このような不正行為が発生しているということは、受入側に何か疚しいことや不正に至る原因があるのではないかと考えざるを得ない。

そこで、[表15]を参考に受入側の不正行為発生の原因を考えてみると、「賃金の不払い等」と「労働関係法令」に関する違反が圧倒的に多くなっている。そして「労働関係法令」違反には、「賃金の不払い等」と密接な関係にある労働時間に関する法令—労働基準法—が含まれていることを考え合わせると、受入側は少しでも実習生にかかる経費—ここでは賃金—を削減し、多くの利益を上げようと考え、それが実習生の賃金や賃金と密接な関係にある労働時間に関する不正に繋がっているものと考えられる。つまり、受入側は「賃金の不払い等」やそれと深く関わる労働時間の不正に関する情報等が実習生の通信機器を通じて外部に漏れることを恐れた結果が、実習生の通信機器の所有や使用を制限・禁止という不正行為に繋がったものと考えられる。

▶10 A市のメロン農家の2代目。実習生の受け入れを開始した2009年（当時は、研修生）から毎年2名の実習生を受け入れている。

▶11 設置費用は当時の仲介業者が負担し、この年の使用料金は実習生の所属農家が負担した。現在はスマホを使用している実習生が一宿舎月額6,000円の使用料を頭割りして支払っている。

### 3.4. 実習生の告発

#### 3.4.1. 実習生の来日目的と「稼ぎ」に対する貪欲さ

〔表16〕・〔表17〕は、2015年・2016年の実習生の来日目的の上位5つを示したものである。

■表16 来日目的（1）―「2015年調査」（回答数・60、複数回答）

|              |              |          |
|--------------|--------------|----------|
| 金のため/金を稼ぐ・29 | 生活の（質）の向上・11 | 見聞を広める・8 |
| 文化、風俗を知る・7   | 農業技術を学ぶ・6    |          |

■表17 来日目的（2）―「2016年調査」（回答数・58、複数回答）

|                           |               |                |
|---------------------------|---------------|----------------|
| 金を稼ぐ・22                   | 日本の文化、習慣を学ぶ・7 | 農業、先端科学技術を学ぶ・6 |
| 知識を積む/勉強する/よりよい生活/生活改善・各5 |               |                |

このように、実習生の来日目的は「金のため」・「金を稼ぐため」であり、来日中多くの実習生の一番の関心は「今月の稼ぎはどれ位か」・「どれ位稼いで持って帰れるか」である。その証拠に、アンケート調査で日本での稼ぎ―月収や稼ぎの総額―の質問に答えられない実習生はほとんどいない。しかし、この結果は上述した実習制度の理念とは乖離しており、実習制度が批判される原因の一つである。

実習生の稼ぎに対する貪欲さに関しては、2017年のa農家の2名の実習生（以下、a2実習生）が、帰国の準備を前々日に済ませ、帰国前日の午前中まで仕事をしていたりトラブルまでには発展しなかったが、a2実習生が同じ宿舎で生活する別の農家に所属する2名の実習生（以下、b2実習生）から「あんたたち（の方が）いっぱい（給料を）もらってるんだから」<sup>12</sup>と言われた出来事がある。後者の原因はb2実習生がa2実習生に比べて残業が少ないため、当然a2実習生より労働時間も、そして給料も少なくなるが、それにもかかわらずb2実習生はa2実習生との給料の違いに不満があったようである。つまり、「金のため」・「稼ぐこと」を目的として来日している実習生にとって他の実習生との給料やそれに直結する労働時間の違いは、不満の温床になりかねないシビアな問題なのである。

#### 3.4.2. 実習生の告発―口コミからスマホへ

##### （1）口コミによる告発

まだスマホが普及していない2010年、A市とは異なる実習生の受入地域では、実習生の受入農家の評価が新しく来日する実習生に伝わっていたため、実習生が受入側に所属農家の変更を求めるという問題が発生した。来日した実習生は予め決められていた農家に配属されたが、複数の実習生から「なぜ、自分たちが希望する農家に行けないのか」という不満が監理団体であるNPO法人代表のもとに寄せられた。不満を表明した実習生は、農家に関する情報を以前この地域で実習を経験した友人から来日前に口コミで入手していたよ

▶12 フィールドワーク中のa農家の妻との雑談より。

うである。実習生の配属先（農家）は、協力機関である地元JAの技能実習担当者が決めていたが、不満を表明した実習生を希望する農家に配属すれば、すでに配属している実習生を移動させなければならず、監理団体の代表が実習生たちを説得して決着を図った。

## (2) スマホによる告発

ここでは、実習生がスマホを使ってどのように公的機関や支援団体に接触し、自身たちの窮状を告発するのかについて、ベトナム人・フィリピン人実習生の労働相談を担当している（2017年時点）樽松佐一氏（愛知県労働組合総連合議長）が開設したフェイスブックの「相談室」（以下、「相談室」）を参考に記述する。この「相談室」の利用方法と実習生とのやり取りの状況は、以下の通りである。

- 1 実習生から相談が入ると、「相談室」に友達申請をしてもらい、ここに自国の言語で相談を投稿する。
- 2 その投稿を、ベトナム語、タガログ語などができる支援者たちが、翻訳し、投稿する。
- 3 日本人の労組関係のボランティアが、相談の日本語訳投稿を読んで支援に乗り出し、その結果を投稿する。
- 4 その投稿がまたベトナム語に訳されて投稿され、相談者に届く。

（樽松（2017）より抜粋、筆者が修正）

以上のように、実習生はスマホを使って電話で「相談室」にアクセスし、その後はフェイスブックを通じて支援を受ける。また、「相談室」側も複数の支援者やボランティアの協力を仰ぐことが可能になっているが、ここに「相談室」がフェイスブックを使用して相談体制を築いた利点が見て取れる。これに関しては、竹信が樽松（2017）の中でこの「相談室」の強みを「国内だけでなく、実習生の出身国にいる日本語のできる人々にもボランティアの協力を依頼できる」・「日本人に対する労働相談とほぼ同様のスピード感で相談ごとに対応できる」（樽松〔2017：4〕）ことだと述べている。そして現在、北海道にもこのような実習生の支援活動<sup>13</sup>も見られるが、実習生はスマホを使って簡単にそれらにアクセスして自身たちの窮状を訴えることが可能になった。そしてその際、かつては受入側によって所有や使用を制限・禁止されていた実習生のスマホが、今度は受入側を告発するための武器として使用されていることが明らかになった。

但し、実習生の日本人や支援団体等へのアクセスに関しては、「相談室」では電話によるアクセスの後はフェイスブックが情報発信・情報共有の場となっているが、A市の実習生はWeChat、筆者が知るベトナム人実習生はフェイスブックと一部ツイッターを使用しており、実習生とのアクセスや情報共有等をする際のSNSに関しては、実習生の出身地や実習生コミュニティの特徴を考慮して対応する必要があるものと考えられる。

▶13 「外国人労働者支援ネットワーク北海道」（所在地・札幌）では、教会職員、弁護士、議員、労働組合関係者、大学教員、大学生等によって実習生を含む外国人労働者の支援活動を行っている。また、不定期ではあるが学習会を開催している。

## 4 考察・分析

### 4.1. 実習生の基本的属性

実習生の出身地は、受入開始当初の遼寧省から同じ中国北部の吉林省・河北省からの受け入れが多くなったが、この中国北部からの受け入れに関しては、A市をはじめ北海道で実習生を受け入れる場合、中国北部出身の実習生が新千歳空港へ入国した方が中国の他の地域から入国するよりも受入側の渡航費用の負担が少なく済む（上林 [2012: 158]）。またA市の場合、比較的新千歳空港と近いため、新千歳空港からA市へ移動した方が移動費用も安く済むこと、そして受入開始当初の仲介業者の所在地が札幌だったこともA市、仲介業者双方にメリットがあった。

2018年には中国南部・雲南省から多くの実習生を受け入れたが、2015年の春、JA・A市の職員から「今年は4つの研修所から集まった」という話を聞き、筆者は仲介業者が質のよい実習生を確保するために複数の研修所から集めたものと理解していたが、この頃には中国人実習生の確保が難しくなり（大島他 [2016: 83]）、複数の研修所から実習生を集めざるを得ない状況だったと考えられる。また、ちょうど時期を同じくしてa農家<sup>13</sup>が懇意にする別の地域の農家から中国人実習生に代えてベトナム人実習生を受け入れたという連絡があり、その農家からベトナム人実習生受け入れの勧めがあったこと、そして2016年には「協議会」が仲介業者を変更したことからも、すでにこの時期には中国北部に限らず中国人実習生の確保が難しくなっていたものと考えられる。

■表18 A市の40歳以上の実習生数とその割合

| 対象数等/年度  | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 回答数      | 60   | 58   | 62   | 50   | 64   |
| 40歳以上の人数 | 2    | 21   | 16   | 18   | 18   |
| その割合 (%) | 3.3  | 36.2 | 25.8 | 36.0 | 28.1 |

〔表18〕はA市の40歳以上の実習生数とその割合を示したものである。A市では2015年に初めて40歳代の実習生が来日して以来、現在もその状況は続いており、2016年・2018年は実習生全体の1/3強を占めるに至った。この背景には、仲介業者が人材確保のために実習生の年齢を引き上げざるを得なかったこと、そして実習制度では来日が一度しか認められていないという制度上の制約が関連しているものと考えられる。

### 4.2. スマホの所有と使用の状況

#### 4.2.1. スマホの特徴と本国との連絡状況

〔表4〕に示したように、現在A市のほとんどの実習生がスマホを所有して

いる。スマホの所有の増加には、スマホの特性が深く関連しているものと考えられる。その一つめはスマホが小型かつ軽量で持ち運びに便利な「モバイル・メディア」（土橋 [2014: 30]）であること、2つめは電波状況さえよければ「いつでも、どこでも」使用できる「ユビキタス性」（串田・好井 [2010: 105]）があること、そして3つめは電話による通話だけでなく、「Webの閲覧、電子メールの送受信、文書ファイルの作成・閲覧、テレビ電話、カレンダー機能、住所録、電卓など」（井上 [2012: 13]）の機能の他に、スマホが「アプリケーションソフトウェア（アプリ）をダウンロードすることにより、自分好みにパソコンのような使い方ができる」（同上）ことである。

実習生がスマホを使用して「誰に」連絡をしているのかに関しては、上記の〔表7〕に示したように、本国の人たちへの連絡が圧倒的に多く、その中でも家族と両親への連絡が多くなっているが、実習生は本国に家族を残して来日しているため、当然の結果だと考えられる。

■表19 A市の実習生の婚姻状況と子どもの有無等

| 項目<br>/年度 | 婚姻状況 |    |    |            | 子どもの有無等 |    |   |            | 年少者の状況    |          |
|-----------|------|----|----|------------|---------|----|---|------------|-----------|----------|
|           | 回答数  | 未婚 | 既婚 | 既婚率<br>(%) | 回答数     | 有  | 無 | いる率<br>(%) | 12歳<br>以下 | 6歳<br>以下 |
| 2015      | 60   | 6  | 54 | 90.0       | 54      | 54 | 0 | 100        | 36        | 17       |
| 2016      | 58   | 1  | 57 | 98.2       | 57      | 57 | 0 | 100        | 30        | 11       |
| 2017      | 62   | 0  | 62 | 100        | 61      | 61 | 0 | 100        | 47        | 32       |
| 2018      | 49   | 3  | 46 | 93.8       | 46      | 44 | 2 | 95.7       | 33        | 11       |
| 2019      | 64   | 10 | 54 | 84.4       | 54      | 52 | 2 | 96.3       | 36        | 34       |

注）12歳以下の項目には小学校と回答したもの、また6歳以下の項目には幼稚園と回答したものを含む。

また、〔表18〕に示したように、近年は平均年齢の上昇に加えて、40歳以上の実習生が多く来日するようになり、その子どもたちは成人している者も多い。しかしその一方で、〔表19〕に示したように、小学生以下（12歳以下）の子どもを持つ実習生も多く、さらに小学生に満たない幼児（6歳以下）を持つ実習生も多いため、子どもを含めた本国の家族への連絡が多くなっているものと考えられる。

本国の家族に対する通話内容に関しては、「現状」に該当する「今どこですか」「何をしていますか」は、相手が通話出来る環境にあるのかどうか確認の意図が含まれているものと考えられる。そして「食事」に該当する回答も多かったが、「ご飯食べましたか」「何食べましたか」は中国では挨拶代わりに使われる表現でもある（胡 [2003:158]）。また、「家族」に該当する「子どもの勉強」「子どものこと」からは、実習生が小さな子どもを心配する様子、「家族の健康」からは家族の健康を気遣う様子、そして「無事の報告」からは本国の家族に日本で生活する自分のことを心配させまいとする様子が伝わってくる。

本国の家族以外の人たちに関しては、本国の家族に対するよりも「挨拶」に該当する回答が多く現れた。挨拶には人間関係の構築や維持する機能（沢木・杉戸 [1999: 128]）があり、本国を離れた実習生が本国の友人との人間関係を維持するために使用され、本国の家族に対する挨拶についても同様で

ある。また、それに続く「現状」や「仕事の状況」に該当する回答に関しても、もともとその表現が持つ意味に価値があるのではなく、これらを挨拶や慣用句のように使用して、つながりを確認するためだけの「コンサマトリーなコミュニケーション」（伊藤 [2016 : 193]）が行われているものと考えられる。

このように実習生はスマホを使って本国の人たちへ頻繁に連絡しているが、実習生はこの「絶え間なきコンタクトによって親密な関係の維持」（橋元 [2008 : 158]）を図るとともに、本国に大切な家族を残してきた寂しさや悲しみ、そして日本で生活する不安を軽減・解消しているものと考えられるが、この背景には、実習制度では家族の帯同が禁止されているという制度上の制約の影響も考えられる。

そこで、「スマホが来日直後や日本滞在中の不安の解消に役立ったか」という質問（「2016年調査」）に対して、39人中37人が「役立った」と回答した。主な理由は、〔表20〕の通りである。

■表20 スマホが不安の解消に繋がった理由

|                      |          |                                 |
|----------------------|----------|---------------------------------|
| 家のことを知ることが出来る        |          | インターネットに繋いで家族・友だちと会話が出来<br>出来る  |
| 仕事以外の時間の暇つぶし         |          | 家族や友だちとの連絡が便利になって話し合う<br>ことが出来る |
| 家族とビデオで会話出来る         |          | 家族とビデオ会話ができて親近感を感じられる           |
| 生活が辛いと思う時            |          | 携帯を通じて話したら時間の流れが早いと感じ<br>られる    |
| 家族と連絡が取れる            |          | 国内ニュースを読んで、インターネットで遊ぶ           |
| インターネットでチャットが出来<br>る |          | プレッシャーを経験することが出来る               |
| 家族の声が聞ける             | ホームシックの時 | ホームシックの時に家族に電話をかける              |
| 慰めになる                | 心が通じる    | 家族と連絡し、自信を持つことが出来る              |

この中で、「家族と連絡が取れる」という回答が圧倒的に多かった。来日前にはスマホを持っていたとしても異国の地で使えるかどうかという不安があったが、来日後本国の人たちと連絡出来ることがわかり、安心した気持ちが現れた回答だと考えられる。

また、電話の使用が多かった時代は、実習生は電話を通じて本国の家族と「声」のみでのやり取りをしていたが、現在はビデオ電話を使用することで、これまでの電話の「声」に「表情」が加わり、電話での交信よりもよりリアルなやり取りが行えるようになり、またそれが実習生の不安の軽減・解消と「心の癒し」に繋がっているものと考えられる。

■表21 農家あるいはその家族のスマホの所有状況

| 年度   | 人数 | ある | ない |
|------|----|----|----|
| 2016 | 40 | 33 | 7  |
| 2017 | 59 | 59 | 0  |
| 2018 | 49 | 47 | 2  |
| 2019 | 59 | 54 | 5  |

それとは対照的に、近年は〔表21〕に示したように、農家あるいはその家族を合わせたスマホの所有率が100%近くになっているが、〔表22〕が示すように実習生の農家への連絡は非常に少ない。しかし、「ほ

■表22 実習生の農家への連絡状況

| 年度   | 人数 | ある | ない |
|------|----|----|----|
| 2016 | 36 | 6  | 30 |
| 2019 | 55 | 12 | 43 |

注) 2016年の回答には携帯電話とスマホが混在している可能性があるが、2017年はスマホに限定して質問をした。

んとうに用がないから連絡をしない」と考えられる一方で、A市の農家たちは受入当初から帰宅後の実習生のプライベートには出来るだけ立ち入らず、実習生のプライベート

な時間を確保した方よいのではないかという配慮から緊急の連絡以外は控えていること、そして農家・実習生双方にとって最も重要である翌日の出勤時間や作業内容に関する連絡が前日の退勤時には終わっていることがこの結果に反映されている可能性がある。

#### 4.2.2. スマホの利便性とアプリの使用状況

現在のように、実習生がスマホを使って本国の人たちと通話時間を気にせず存分にやり取りができるようになった背景には、スマホの使用料が安く、アプリを利用すればほとんどの通信・通話が無料で出来ることがある。

■表23 スマホの1ヶ月の使用料（1元は16円で換算）

| 料金等/年度 | 2015  | 2016 | 2017 | 2018  | 2019 |
|--------|-------|------|------|-------|------|
| 回答数    | 51    | 34   | 60   | 47    | 59   |
| 料金（元）  | 63.2  | 34.2 | 40.2 | 70.8  | 60.0 |
| 日本円換算  | 1,011 | 547  | 643  | 1,133 | 960  |

〔表23〕は、実習生のスマホの1ヶ月の使用料を示したものである。実習生が宿舍の固定電話を使っていた頃は、本国に10分通話をすれば約1000円掛かっていたが、現在は月々50円（日本円で約800円）前後の使用料で、アプリを利用すれば、無料で時間を気にせず心行くまで通話をする事が出来、ビデオ電話を使用すればお互いの表情や周囲の様子を見ながら話すことも可能になった。以前a実習生が寝不足のためか体調が思わしくなく、午前中で仕事を切り上げて帰宅したことがあったが、その原因は前日の夜遅くまで本国の友人とスマホで話をしていたためだった。このことから、スマホの使用によって通話時間が長くなっているものと考えられる。また、本調査によってアプリを利用して様々なサイトにアクセスしてニュースやドラマを見る、音楽を聴く、そして現在はネットショッピングやその支払いをアプリを利用して行っていることも明らかになった。アプリの使用に関しては、WeChatの使用が圧倒的に多いが、その理由は中国国内でのWeChatの使用が圧倒的に多く、そのため自然と最初にWeChatを見る、WeChatでの連絡にはWeChatで返信をすることになり、その使用が多くなるのである。また、WeChatではその名称にもあるチャットの他に、電話やビデオ電話も利用で出来る便利さもその使用が多い理由だと考えられる。

スマホでの通話方法に関しては、チャットとビデオ電話の使用が増加し、電話の使用が減少している。また、メールの使用は低調な状況が続いている。そこで、以下ではチャットの使用の増加に関してはメールの使用の低調さと

▶14 Business Chat Master (2018年5月17日) 参照。

の関係から、またビデオ電話の使用の増加に関しては電話の使用の減少との関係から考察する。

まず、チャットの使用増加の要因の1つめは、〔表10〕と〔表11〕に示したようにWeChatは実習生がスマホを起動して最初に見るアプリ・よく使うアプリであり、わざわざ別のアプリやブラウザを開いてメールをするよりWeChatを使って連絡する方が便利だからである。2つめは「チャットは、相手とリアルタイムに会話ができるという電話のメリットと、その会話の内容が全て文字として記録に残るというメールのメリット、両方を併せ持つ」<sup>14)</sup>いること、そして3つめはチャットでの会話のやり取りの表示方法がメールとは異なり、ディスプレイの上から下へ時系列で表示され、自分と相手の文面の背景の色や配置位置も異なるため自他の文面の違いがわかりやすいこともその要因だと考えられる。

次に、ビデオ電話の使用増加の要因を論じる前にこれまで電話の使用が多かった理由には、電話が「単なる情報伝達メディアではなく、「肉声」によって感情や思いやりまでも伝えることのできる個人的、かつ私的なメディア」(橋元〔2008:13〕)であり、「通常の対面的な会話よりもはるかに近い「ふれあい」の場所を作り出し、対面での会話状況とは異なる「リアリティ」を生み出す」(同上)という特性が関係していたものと考えられる。しかし、このような特性を持った電話の使用が減少した理由には、A市の実習生の場合、WeChatを使用して電話もビデオ電話も使用できるようになったことがあげられる。そしてビデオ電話ではお互いの表情や周囲の様子を見ながら話ができるようになり、本国に家族を残して来日している実習生の「家族の顔が見たい」、そして特に小さな子どもがいる実習生の「子どもの顔が見たい」・「子どもが自分の顔を忘れないように」という思いが叶えられた。このように視覚的な要素を加えたビデオ電話の使用によってよりリアルなやり取りができるようになったことが電話の使用の減少、そしてビデオ電話の使用の増加に繋がったものと考えられる。

そして通話相手による通話方法の違いに関しては、〔表12〕～〔表14〕から全体としてチャットとビデオ電話の使用が増加し、電話の使用が減少している。本国の家族と友人に対する通話方法の違いに関しては、双方の結果とも上述した全体の傾向を反映しているが、友人には本国の家族よりもチャットの使用が多くなっている。これに関しては、「総じて家族・親戚では通話のほうが多く、友人・恋人では文字メッセージのほうが多い傾向ある」(NTTドコモモバイル社会研究所〔2016:61〕)との分析と合致する。そして、友人に対する通話内容が家族よりも挨拶の使用が多くなっていることから、実習生は友人に対して挨拶という比較的簡単な表現を使用して人間関係の維持・継続を図っているものと考えられるが、これは家族と友人間における親密さの違いが通話の際に用いる表現に反映されたものと考えられる。また、データは少ないが、実習生の農家やその家族に対する通話方法に関しては、本国の家族や友人とは異なり、比較的電話の使用が多くなっている。これには実習生の日本語能力が関係し、実習生がチャットに日本語を入力して連絡するよりは電話で話す方がまだ農家とコミュニケーションが取りやすいためだと

考えられる。

このように4.2.では、実習生の本国への頻繁な連絡が実習生の不安の軽減や解消に繋がり、「心の癒し」となっていることを明らかにしたが、その背景には家族の帯同の禁止という制度上の制約があった。また、4.1.に示したように実習制度では帰国が義務付けられているという制約があるため、実習生は滞在中に帰国後の進路を決定する必要がある、本国へ頻繁に連絡することが必要になってくるといふ事情もある。例えば、帰国後就職を希望する場合、希望する会社の情報収集やコネ作りが必要であり、そのためにも本国の人たちと関係維持のための連絡、そして常に本国の人たちのネットワークに接続しておくことが欠かせないのである。

### 4.3. 受入側の不正行為と日本の労働市場の構造

3.3.で指摘した通り、実習生の通信機器の所有や使用の制限・禁止という不正の原因に関しては、受入側にとって一番簡単に利益をあげられる方法が人件費—労働者の賃金、本稿では実習生の賃金—の削減であり、そのために実習生の賃金に関する不正が発生し、受入側はその不正に関する情報が外部に漏れることを懸念する。その結果、出来るだけ人件費等の経費を削減して利益をあげたい受入側と出来るだけ多く稼ぎを持って帰りたい実習生との間に対立が生じ、実習生はその対立を解決するためにスマホを使って公的機関や支援団体に接触し支援を仰ぐことになるが、その際受入側は制限・禁止していた実習生のスマホが、今度は自分たちを告発するための武器となって現れていた。

では、なぜこのような実習生の賃金に関する受入側の不正が発生するのか。その原因の一つとして、日本の労働市場の二重構造—正規雇用の労働者と非正規雇用の労働者の存在—の中で、労働力不足の部分は非正規の「主婦パートや学生アルバイト、農村出稼ぎ労働者、引退した高齢者などの国内労働力のなかから調達されてきた」（下平 [1999:238]）ことが考えられる。つまり、使用者側には労働力不足を地元の主婦層を中心に補ってきたという歴史的な経緯があり、その主婦層が高齢化し、労働力として使用できなくなった結果、その穴埋めとして実習生が雇用されたのである。A市の場合、主力産業であった炭鉱業が隆盛を極めた時代は、炭鉱夫の妻たちが農家の労働力不足を補う人材として雇用されていたが、その後、炭鉱の閉山に伴う主婦層の消失、そして残った主婦層の高齢化と後継者不足、さらには高額の給料を提示しても労働者が集まらないという状況が発生し、A市のメロン農家にとって労働力不足解消の一手が実習生の雇用だったのである。しかし、実習生は主婦層のパート・アルバイトの代替であったため、その地位はパート・アルバイトと同様の最底辺労働者に位置づけられ、賃金も時給制の賃金かそれを下回る最低賃金で雇われることになったのである。さらに旧態依然とした日本の労働市場の〔使用者—非正規従業員であるパート・アルバイト〕—本稿においては〔受入側—実習生〕—という権力構造が「欧米人や日本人とアジア出身者の技能実習生との間に境界線を引き、彼らは自分たちと異なる扱いをしてもよいというまなざしを生み出」（小川 [2019:252]）し、このような実習生に

に対する差別意識も実習生の賃金や通信機器に関する不正の発生に繋がっているものと考えられる。

## まとめ

以上、本稿では実習生のスマホの所有とその使用状況を通じて、実習生がスマホを使用して本国の人たちと頻繁にやり取りすることが実習生の「心の癒し」となるとともに、帰国後の進路決定のためにも重要であることが明らかになった。しかし、その背景には家族の帯同の禁止や帰国が義務付けられているという制度上の制約があった。また、スマホが受入側の不正行為を告発するための武器となっていたが、その背景には実習生が実習制度下では日本の労働市場において最底辺の労働者に位置づけられ、そこには「使用者—実習生」という権力構造が生んだ使用者の差別意識があり、それが受入側のスマホに関する不正行為を生む一因となっていること、そして実習制度の問題が日本の労働市場の構造的な問題の延長線上にあることも明らかになってきた。

冒頭において「特定技能」による受け入れが伸び悩んでいる状況を紹介したが、その原因の一つとして「特定技能」の制度設計上、多くの実習経験者が「特定技能」へ移行するであろうと予測される中で、実習制度では受入側の不正が多く発生している影響も考えられる。今後日本が「特定技能」で多くの外国人を受け入れて行こうと考えるならば、「特定技能」と関係の深い実習制度下で発生している問題の解決が先決ではないかと考える。

また、今後の課題として急増しているベトナム、フィリピン、インドネシア等の実習生や受入側の農家や監理団体等に関しても同様の調査が必要であることを付け加えておく。

## 【謝辞】

本稿の執筆にあたり、平素からご指導・ご助言頂いている指導教員の田邊鉄先生、藤野陽平先生、そして貴重なコメントを下された匿名の査読者に感謝申し上げます。また、快く調査に協力して下さったA市の実習生、実習生の所属農家、JA職員の皆様方に、記して深く感謝申し上げます。

## 【参考文献】

- 浅野慎一 (1999) 『日本で学ぶアジア系外国人—研修生・留学生・就学生の生活と文化変容』、大学教育出版。
- 伊藤明己 (2016) 『メディアとコミュニケーションの文化史』、世界思想社。

- 井上伸雄 (2012)『[図解] スマホのしくみ』.
- 大島一二・西野真由 (2016)「中国における研修生・技能実習生派遣の現状と課題—中国山東省江蘇省における事例調査より—」『農業の労働力調達と労働市場開放の論理 研究報告書Ⅲ (平成27年度)』、平成27年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究 (B) 研究課題番号: 25292135、p78-99.
- 小川玲子 (2019)「東アジアにおける移住ケア労働者の構築」『社会学評論』、p241-262、日本社会学会、Vol.70、No.3.
- 株式会社NTTドコモ モバイル社会研究所 (2016)『データで読み解く スマホ・ケータイ利用トレンド2016-2017 ケータイ社会白書』.
- 上林千恵子 (2012)「中国人技能実習生の出身階層と技能実習の成果—母国への送金と職場規律・生活規律の習得」『経済危機下の外国人労働者に関する調査報告書—日系ブラジル人、外国人研修・技能実習生を中心に—』、p52-76、公益財団法人連合総合生活開発研究所.
- (2015)『外国人労働者受け入れと日本社会 技能実習制度の展開とジレンマ』、東京大学出版会.
- 北倉公彦・池田均・孔麗 (2006)「労働力不足の北海道農業を支える「外国人研修・技能実習制度」の限界と今後の対応」『開発論集』 第77号、p1-55、北海学園大学開発研究所.
- 北倉公彦・孔麗 (2009)『北海道における外国人研修生・技能実習生受入実態調査報告書』、北海道農業会議.
- 北倉公彦・孔麗・白崎弘泰 (2011)「外国人技能実習における効果的実習方式の提案—北海道農業の実態に即して—」『開発論集』 第88号、p77-111、北海学園大学開発研究所.
- 北倉公彦 (2014)「北海道にみる短期滞在型の実習生の実情と課題」『農村と都市を結ぶ』 第64巻2号、p47-53.
- 串田秀也・好井裕明 (2010)『エスノメソドロジーを学ぶ人のために』、世界思想社.
- 樽松佐一 (2017)『外国人実習生「SNS相談室」より—ニッポン最暗黒労働事情』、風媒社.
- 公益財団法人 国際研修協力機構 JITCO (2016)『総合パンフレット』、2016年2月.
- 孔麗 (2005)「外国人農業研修制度をめぐる諸問題とその背景—北海道の中国人研修生アンケート調査から」『北海学園大学経済論集』 第53巻第3号、p43-66、北海学園大学経済学会.
- (2010)「第3章 外国人に依存する農業—北海道の中国人研修生・実習生の役割」『もっと知ろう!!わたしたちの隣人—ニューカマー外国人と日本社会』、p97-121、世界思想社.
- 胡金定 (2003)「日中コミュニケーションの違い」『言語と文化』、甲南大学国際言語センター 紀要第7号、p157-170.
- 沢木幹栄・杉戸清樹 (1999)「世界のあいさつ言葉の対照研究に向けて—あいさつ言葉への視点—」『国文学解釈と教材の研究』 44巻6号、学燈社.
- 下平好博 (1999)「外国人労働者 労働市場モデルと定着化」『講座 社会学6 労働』、p233-271、東京大学出版会.
- 鈴木江理子 (2014)「人口政策としての外国人政策【将来推計人口から考える】」『別冊環境 20 なぜ今、移民問題か』、p70-86、藤原書店.
- 竹信三恵子 (2011)「人身売買としての研修生問題」『新編 日本のフェミニズム9 グローバリゼーション』、p230-233、岩波書店.
- 土橋臣吾 (2014)「ケータイ・ネットはいかに日常化したか」『ケータイの2000年代 成熟するモバイル社会』、p23-41、東京大学出版会.
- 丹羽雅雄 (2011)『知っていますか? 移住労働者とその家族の人権一問一答』、解放出版社.
- 橋元良明 (2008)『メディア・コミュニケーション学』、大修館書店.
- 旗手明 (2014)「外国人労働者政策の大転換か【動き出した外国人労働者の受入れ】」『別冊環境 20 なぜ今、移民問題か』、p100-110、藤原書店.

- 宮入隆（2015）「北海道農協による外国人技能実習生の受入実態と課題」『開発論集』第96号、p89-119、北海学園大学開発研究所。
- （2017）「北海道農業における技能実習生の受入実態と変化」『農村と都市を結ぶ』第67巻3号、p28-36。
- 宮島喬・鈴木江理子（2017）『外国人労働者受け入れを問う』、岩波書店。
- 安田浩一（2010）『ルポ差別と貧困の外国人労働者』、光文社新書。
- JA・A市（2019）『農協要覧』、2019年版。

### 【参考資料】

- 「朝日新聞」（2019年12月17日・朝刊1面）。
- 「協同組合グローブGLOBEニュース」、<http://hyperpc.jp/training/illegalact/>。
- 厚生労働省HP：「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成23年～29年）。
- 厚生労働省北海道経済局HP：「外国人雇用状況の届出状況を公表します」（平成23年～29年）。
- 法務省入国管理局HP：「新たな外国人材の受入れについて」（平成31年2月）。
- ：「不正行為について」『入国管理局・広報資料』（平成25年～30年）。
- Business Chat Master：「チャットとは？次世代のコミュニケーション方法について」（2018年5月17日）、<https://businesschatmaster.com/bz-chat/zisedai-communication>

（令和2年5月21日受理、令和2年9月23日採択）

